

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
実行委員会

第3回総会



別冊資料 ②



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会

第3回総会 別冊資料② 目次

報告事項2	第3回常任委員会決定事項・・・・・・・・・・	2
報告事項3	第4回常任委員会決定(予定)事項・・・・・・・・	35

第3回常任委員会における決定事項

第3回常任委員会（令和6年3月26日）において次の事項を決定したことから、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会会則第12条第7項の規定に基づき、報告する。

(1) わた SHIGA 輝く国スポ 式典実施計画 ※資料は「式典実施計画」参照

- わた SHIGA 輝く国スポの総合開・閉会式における全体スケジュールや式典を構築する各演目の具体的内容や実施方法等を示したもの。

(2) わた SHIGA 輝く障スポ 式典実施計画 ※資料は「式典実施計画」参照

- わた SHIGA 輝く障スポの開・閉会式における全体スケジュールや式典を構築する各演目の具体的内容や実施方法等を示したもの。

(3) わた SHIGA 輝く国スポ 大会実施要項総則

- わた SHIGA 輝く国スポの開催趣旨、実施方針を定めたもの。

(4) わた SHIGA 輝く国スポ 正式競技競技会会期変更

- わた SHIGA 輝く国スポ正式競技のラグビーフットボール競技の競技会会期を変更したもの。

(5) わた SHIGA 輝く国スポ 公開競技競技会場変更

- わた SHIGA 輝く国スポ公開競技の綱引競技の競技会場を変更したもの。

(6) わた SHIGA 輝く国スポ デモンストレーションスポーツ実施競技選択および会場地市第五次内定

- わた SHIGA 輝く国スポ デモンストレーションスポーツにウォーキングフットボール競技を追加内定したもの。

(7) わた SHIGA 輝く障スポ 競技別会期

- わた SHIGA 輝く障スポの競技別会期について定めたもの。

(8) わた SHIGA 輝く障スポ 情報保障体制整備基本方針

- わた SHIGA 輝く障スポの情報保障体制整備基本方針について定めたもの。

(9) わた SHIGA 輝く国スポ 競技施設整備計画（第6次）

- わた SHIGA 輝く国スポの競技施設整備を計画的かつ円滑に推進するために、施設の概要、整備主体、主な整備内容、整備年度などの計画（第6次）を定めたもの。

わた SHIGA 輝く国スポ 大会実施要項総則

開催の趣旨

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとする国内最大のスポーツの祭典である。

滋賀県で開催する第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」は「湖国の感動 未来へつなぐ」をスローガンに掲げ、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、すべての人が様々な場面で主役として光り輝くとともに、大会を通じて湖国滋賀で生まれた夢や感動、連帯感が、大会に関わるすべての人の心に刻まれ、明日への活力、未来への希望として将来にわたって引き継がれる大会を目指して開催する。

実施方針

1 実施競技

(1) 正式競技 (37 競技)

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ローイング、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

(2) 公開競技 (7 競技)

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

(3) デモンストラレーションスポーツ (26 競技)

インディアカ、ウォーキング、ウォーキングフットボール、小倉百人一首競技かるた、カローリング、還暦軟式野球、キンボールスポーツ・レクリエーション、里湖で地域を結ぶウォーキング、スポーツウエルネス吹矢、スポーツ鬼ごっこ、スポーツ拳法、スポーツチャンバラ、スリースマイルゴルフ、スローイングビンゴ、ソフトバレーボール、ネットでポンポイ、ノルディック・ウォーク、ひこねスーパーカラム、ビリヤード、フットサル、マリンスポーツフェスティバル、ミックスバレーボール、モルック、ユニカール、ユニホック、ラジオ体操第3 (初代・二代目)

(4) 特別競技 (1 競技)

高等学校野球

2 会期および会場地

(1) 正式競技・特別競技（15市、4町：計19市町）

会 期	会 場 地
2025年9月28日（日） ～10月8日（水） 〔11日間〕	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、大阪府豊能郡能勢町、兵庫県三木市
2025年9月6日（土） ～9月15日（月） 〔10日間〕	大津市、長浜市、草津市 ※ 水泳、体操、バレーボール（ビーチバレーボール）競技会は上記会場地で実施
2025年9月21日（日） ～9月25日（木） 〔5日間〕	東近江市、京都府向日市 ※ 自転車（トラック・レース、ロード・レース）競技会は上記会場地で実施

(2) 公開競技（7市：計7市町）

会 期	会 場 地
2025年8月23日（土） ～9月21日（日）	長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市

(3) デモンストラレーションスポーツ（13市、1町：計14市町）

会 期	会 場 地
2025年4月12日（土） ～9月14日（日）	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、多賀町

(4) 文化プログラム

文化プログラムの実施については、「文化プログラム実施基準」に基づき、2025年1月1日から2025年12月31日までの期間で、原則として、県内市町で開催する。

3 競技方法

各競技別実施要項に示す方法とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

4 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査およびアンチ・ドーピング教育活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」および別に定める「国民スポーツ大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例（TUE）の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民スポーツ大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が18歳未満の場合、本人の署名および親権者の署名がある同意書を所持すること。

5 参加資格、所属都道府県および選手の年齢基準

選手および監督の参加資格、所属都道府県および選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第 79 回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県および年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【 公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/> 】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手および監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理および難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍する学生または生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時に 1 年以上在籍していること。

b 「出入国管理および難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」、「家族滞在」または「定住者」に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理および難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ウ)b について、大学および専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理および難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手および監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）と体育・スポーツ協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 2023 年開催の特別大会または第 78 回大会（都道府県大会およびブロック大会を含む）において選手または監督として参加した者は、次の場合を除き、2023 年開催の特別大会または第 78 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者

b 結婚または離婚に係る者

[注] a および b は当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

c ふるさと選手制度を活用する者（別記 1 「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記 3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 5 「東日本大震災に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

e 能登半島地震に係る参加資格特別措置を活用する者（別記 6 「能登半島地震に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者

- b 結婚または離婚に係る者
- c 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）
[注] aからcは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。
- d JOC エリートアカデミーに在籍する者（別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）
- e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）
- f 能登半島地震に係る参加資格特別措置を活用する者（別記6「能登半島地震に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手および監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会および本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手および監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 選手、監督ならびに本部役員帯同のスポーツドクターおよびアスレティックトレーナーは、大会参加前の1年以内に公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が指定するアンチ・ドーピング教育を受講し、「国スポ本戦出場前のアンチ・ドーピング教育履歴」に記載した者であること。

ク 上記のほか、選手については次のとおりとする。

- (ア) 都道府県大会およびブロック大会に参加し、これを通過した者であること。
- (イ) 健康診断を受け、競技会への参加に支障がない者であること。
- (ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ケ 上記のほか、監督については日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、監督が不在の場合選手は参加することができない。各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 勤務地
- (ウ) ふるさと（別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）
- (ウ) 勤務地
- (エ) 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2025年4月30日以前から本大会終了時（2025年10月8日）まで、引き続き当該地に、それぞれ

居住、勤務、または通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

- a 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- b 別記5「東日本大震災に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記6「能登半島地震に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

- a 別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」の適用を受ける者
- b 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記5「東日本大震災に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- d 別記6「能登半島地震に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

(ア) 成年種別に参加する者は、2007年4月1日以前に生まれた者とする。

(イ) 少年種別に参加する者は、2007年4月2日から2010年4月1日までに生まれた者とする。

(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2025年4月1日を基準とする。

イ 日本スポーツ協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生（2010年4月2日から2011年4月1日までに生まれた者）とする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会および当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する

6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は次のとおりとする。

(1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績（天皇杯得点）および女子総合成績（皇后杯得点）とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第1位から第8位までの都道府県に与え、次のとおりとする。ただし、同順位の場合は、次の順位のものに加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第3位以下を切り捨てる。

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種別	4人以下	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
	5人以上7人以下	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点

	8人以上	64点	56点	48点	40点	32点	24点	16点	8点
種目	—————	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

[注] 「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は10点とし、大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

- (2) 各競技の総合成績は、当該競技団体が決定する。

ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。

- (3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民スポーツ大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

7 表彰

- (1) 冬季大会および本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯を、同じく女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯をそれぞれ授与する。

- (2) 冬季大会および本大会で実施した全正式競技の男女総合成績および女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

- (3) 各正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に、国民スポーツ大会会長トロフィーを授与する。

- (4) 各正式競技の男女総合成績および女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

- (5) 各競技の各種別および各種目などの第1位から第8位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらにその都道府県名と個人名を記載したもの、または都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 参加申込方法

- (1) 参加申込

都道府県体育・スポーツ協会会長（代表者）および競技団体会長（代表者）は、連署の上、都道府県大会またはブロック大会において選抜された者および公益財団法人日本高等学校野球連盟が選出したチームを、大会会長宛に申込みものとする。

- (2) 参加申込締切

参加申込は、定められた締切日までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。なお各競技別実施要項の「参加申込方法」を併せて確認すること。

- (3) 参加申込締切日

締 切 日	競 技
2025年 8月20日(水) 【12競技】	水泳、ローイング、バレーボール（ビーチバレーボール）、体操、レスリング、セーリング、自転車、相撲、カヌー、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

2025 年 9月4日(木) 【27 競技】	陸上競技、サッカー、テニス、ホッケー、ボクシング、バレーボール(6人制)、バスケットボール、ウエイトリフティング、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、高等学校野球
------------------------------	---

(4) 参加申込様式

参加申込様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議の上、作成する。

(5) 公開競技の参加申込

公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。

(6) 選手の交代

参加申込締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により次のア～ウ宛に届け出なければならない。

ア 全国を統轄する各中央競技団体事務局

イ わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局

ウ わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ各競技会場地市町実行委員会事務局

なお、日本スポーツ協会に対しては、大会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続きをとらなければならない。

なお、棄権手続きに係る届出については選手交代届と同じ様式を用いること。

10 大会参加負担金

(1) 大会に参加選手団(視察員を除く)を派遣する都道府県体育・スポーツ協会は、大会参加負担金を納入する。一人当たりの大会参加負担金の額は下記のとおりとする。

区 分	負 担 金
少年の種別に参加する選手	3, 000円
上記以外の者(本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等)	6, 000円

[注] 地震、風水害、感染症およびその他主催者の責によらない事由により大会を中止した場合、大会参加負担金の返金を行わない。

(2) 大会参加負担金は、都道府県体育・スポーツ協会に取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入期限 2025年9月5日(金)

イ 納入先 みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729
公益財団法人日本スポーツ協会

11 宿泊申込

大会参加者は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申込み。

12 都道府県選手団本部役員編成

- (1) 都道府県選手団本部役員は、次のとおりとする。
 - ア 参加選手 500 名以上の場合、団長、総監督および総務ほか、計 20 名以内とする。
 - イ 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合、団長、総監督および総務ほか、計 15 名以内とする。
 - ウ 参加選手 300 名未満の場合、団長、総監督および総務ほか、計 10 名以内とする。
- (2) 上記役員のほか、5 名以内の顧問を設けることができる。
- (3) 上記(1)および(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。
なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。
- (4) 上記(1)および(2)による本部役員総数の範囲内で、原則としてアスレティックトレーナーを帯同するものとする。
なお、帯同するアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。
- (5) 都道府県選手団本部役員の 1 日あたりの編成人数については、上記(1)および(2)による人数を上限とする。
- (6) 都道府県選手団本部役員の参加申込は、2025 年 9 月 4 日（木）までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。

13 視察員

- (1) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。ただし、2026 年以降の国民スポーツ大会の開催が決定または内定している県については、青森県 100 名以内、宮崎県および長野県 60 名以内、群馬県および島根県 40 名以内とする。
- (2) 都道府県の視察員の参加申込は、2025 年 9 月 4 日（木）までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。

14 AD カードの交付

都道府県選手団、公開競技に参加する選手・監督および役員、大会役員・競技会役員および競技団体が指定した競技役員、大会主催者および競技会主催者が認めた者には AD カード (Accreditation Card) を交付する。

15 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された AD カードを携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民スポーツ大会ユニフォーム規程」に基づき、ユニフォームを着用しなければならない。

16 個人情報および肖像権に関わる取り扱い

日本スポーツ協会、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ各競技会場地市町実行委員会および国民スポーツ大会実施競技中央競技団体（以下「国スポ関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報および肖像権の取り扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取り扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国スポ関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 総合プログラムおよび競技別プログラムへの掲載
- (イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介
- (ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載
- (エ) 大会関連ホームページへの掲載
- (オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会が設置する記録本部を通じた公開
- (イ) 国スポ関係機関・団体および報道機関等による新聞・雑誌および関連ホームページ等への掲載
- (ウ) 国スポ関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載
- (エ) 次回以降の大会プログラムへの掲載【新記録、優勝および上位入賞結果（記録）等】

(2) 肖像権に関する取り扱い

ア 写真

国スポ関係機関・団体またはこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真（写真撮影企業等）

国スポ関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。

なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国スポ関係機関・団体またはこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映およびインターネットによって配信されることがある。また、DVD 等に編集され、販売・配付されることがある。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取り扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国スポ関係機関・団体と大会に関する契約をしている者および大会運営関係者については、上記取り扱いに関する承諾を

得たものとして対応する。

17 都道府県大会およびブロック大会

正式競技については、本大会の予選として次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

(1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会および中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。

なお、日本スポーツ協会および中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。

(2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。

(3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申込み。

なお、参加は1人1競技に限る。

(4) ブロック大会の申込みは、原則として国民スポーツ大会参加申込システムにより行い、様式は日本スポーツ協会および当該主催団体が協議の上、作成する。

なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。

(5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。

(6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。

(7) 競技運営に差し支えない限り、滋賀県選手は当該競技ブロック大会を経ることなく本大会に参加することができる。

18 国民スポーツ大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会および都道府県体育・スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民スポーツ大会参加者傷害補償制度を運営する。

(1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会および本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員ならびにその他選手団役員とする。

(2) 大会参加の都道府県体育・スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（一人あたり1,000円）を、日本スポーツ協会に納入する。

(3) 納入締切日および納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県体育・スポーツ協会へ通知する。

19 わた SHIGA 輝く国スポの取組

(1) 環境に配慮した大会の実施

スポーツの楽しさや感動を分かち合うとともに、滋賀県に受け継がれている身の回りの生活から自然環境を考える取組を県民や企業、大会に関わるすべての参加者が実践することで、「人と人、人と地域、人と自然」の繋がりを深めることができるよう取り組む。

(2) おもてなしと滋賀の魅力発信

豊かな自然や歴史、文化、芸術、祭り、伝統芸能、特産品などの地域資源、湖上スポーツをはじめとした滋賀ならではのスポーツ環境など、滋賀の魅力を発信し、来県者が滋賀での滞在を楽しむことができるよう取り組む。

(3) 誰もが主役として輝ける取組の推進

年齢や性別、障害の有無などを問わず、誰もが一層身近にスポーツを楽しむことができる環境をつくり、誰もがボランティアや大会関連行事等に積極的に参加できる環境をつくるなど、それぞれのスタイルで「する」「みる」「支える」の体験ができる大会となるよう取り組む。

20 その他

- (1) 参加申込および宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、または、参加負担金が定められた納入期限までに納入されない場合は、本大会への参加を認めない。
- (2) 大会運営にあたり、選手・観客・大会関係者への安全を最優先に配慮し、気象状況・感染状況・交通状況・テロ行為等の各種災害に伴い、安全確保が見込めないと主催者が判断した場合は、主催者の指示に従うものとする。また、安全確保のために、参加申込システムに登録された以外の個人情報を取得する場合がある。取得した情報については、目的以外に利用しない。
- (3) その他の事項については、国民スポーツ大会開催基準要項および同細則による。

別記1 「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」

- 1 成年種別年齢域の選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項〔国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号および第10項第4号（参加資格および年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
- 2 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者および「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。ただし、「日本国籍を有する者および『永住者』」に該当しない者であっても、当該大会年の4月30日（冬季大会は前年の4月30日）以前から本大会終了時（冬季大会は各競技会終了時）まで継続的に日本に滞在している場合は、本制度を活用できるものとする。なお、やむを得ない事情により、一時的に日本を離れる場合は、総日数の半数を超えて日本で滞在していること。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 7 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。

別記2 「『一家転住等』に伴う特例措置」

転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1-③）に抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。
なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会および都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会および都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会および都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、下記1に該当する者については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項〔国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号および第10項第4号（参加資格および年齢基準等）〕および別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」に関し、次の2～4の特例を適用する。

1 対象者

- (1) 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者
- (2) 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

2 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

本特例第1項-(1)に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、国民体スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-2)-②に定める「居住地を示す現住所」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

3 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

本特例第1項-(2)に定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」第2項に定める卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

4 国内移動選手の制限に係る例外適用

本特例第1項-(1)に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

[注] 本特例第1項-(2)に定める成年種別年齢域の選手については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）の規定に従い扱うものとする。

5 その他

中央競技団体が国際競技力向上施策として独自に実施するアカデミー事業については、当該中央競技団体からの申請を踏まえ、当該事業の内容が JOC エリートアカデミーに準拠し実施されていることが、公益財団法人日本オリンピック委員会により確認された場合に限り、当該事業を本特例の対象に加えることができる。

別記4 「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 第33回オリンピック競技大会（2024年・パリ）に参加した者。
 - (2) 2025年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者
 - ア JOC オリンピック強化指定選手
 - イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者
 - ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手
- ※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会およびブロック大会を経ずに国民スポーツ大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手またはチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」または「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2025年4月30日以前から大会終了時（2025年10月8日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

 - a 自ら所有する住居、または自らの名義で住居を賃借していること
 - b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
 - c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
 - d 当該住居に主要な家財道具が存すること

- (イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2025年4月30日以前から大会終了時（2025年10月8日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。
- (イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③のとおりとする。

別記5 「東日本大震災に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況および影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手および監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2011年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2025年4月30日以前から大会終了時（2025年10月8日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手および監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、2023年開催の特別大会または第78回大会に当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2025年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」および「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それ

に準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第78回大会または第79回大会に参加した者が、第80回大会において、以下のような震災にかかる理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

- ＜例＞
- 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合
 - 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合
 - 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2011年度から2012年度(小学校は2015年度)までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

別記6 「能登半島地震に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況および影響等を総合的に勘案し、新潟県、富山県、石川県、福井県の4県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手および監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2024年1月1日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2025年4月30日以前から当該大会終了時（2025年10月8日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手および監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、2023年開催の特別大会または第78回大会に、当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2024年1月1日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2025年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」および「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場

することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第78回大会または第79回大会に参加した者が、第80回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

- <例>
- 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合
 - 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合
 - 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2024年度から2025年度(小学校は2028年度)までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

わた SHIGA 輝く国スポ 正式競技競技会会期変更

1 変更内容

ラグビーフットボール競技会会期の変更について

【変更前】

競技会 会場地	種 別	競技会場	競技 日数	令和7年(2025年)				
				10/3 (金)	10/4 (土)	10/5 (日)	10/6 (月)	10/7 (火)
野洲市	成年男子	滋賀県 希望が丘 文化公園	2		●	●		
	女 子		2			●	●	
	少年男子		4	●	●		●	●

【変更後】

競技会 会場地	種 別	競技会場	競技 日数	令和7年(2025年)				
				10/3 (金)	10/4 (土)	10/5 (日)	10/6 (月)	10/7 (火)
野洲市	成年男子	滋賀県 希望が丘 文化公園	2				●	●
	女 子		2		●	●		
	少年男子		4	●	●		●	●

2 変更理由

成年男子の競技会会期が地方の社会人リーグの開催時期と重なるため、中央競技団体から成年男子と女子の会期の入替えについて依頼があったため。

わた SHIGA 輝く国スポ 公開競技 競技会場変更

競技名	競技団体名	会場地 市町名	競技会場名	
			(変更前)	(変更後)
綱引	滋賀県綱引連盟	近江八幡市	近江八幡市立 運動公園体育館	あづちマリエート

(変更理由)

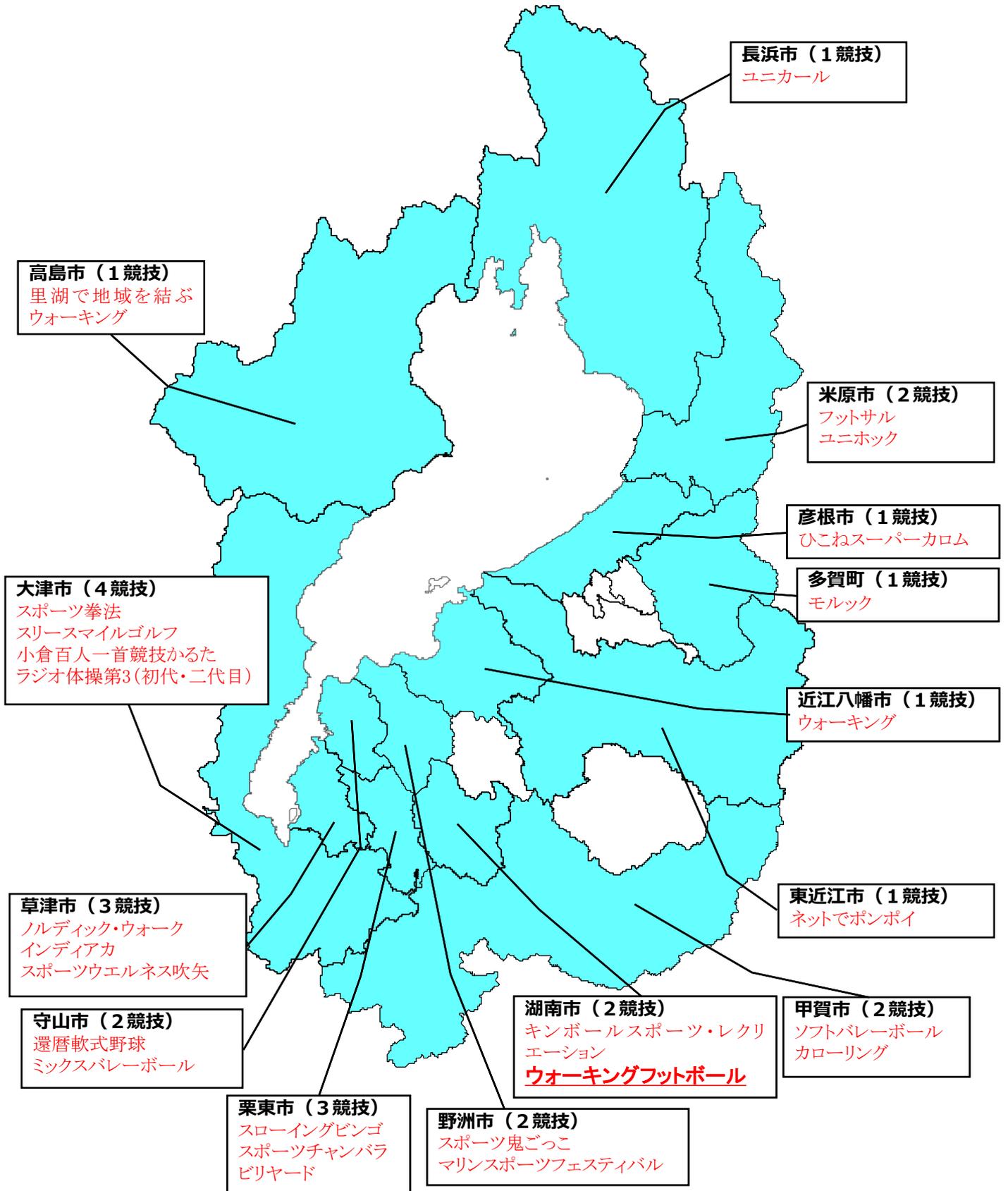
開催時期が夏場(8/23,24)であるため、選手他参加者の体調を考慮し、空調設備の整った会場に変更するもの。

令和6年（2024年）3月26日
第3回常任委員会決定

わた SHIGA 輝く国スポ デモンストレーションスポーツ
実施競技選択および会場地市第五次内定

実施競技名	主管団体名	会場地 市町名	開催予定施設名
ウォーキングフットボール	滋賀県フットサル連盟	湖南市	甲賀高分子スタジアム

わたSHIGA輝く国スポ デモンストレーションスポーツ 会場地市町 配置図



わたSHIGA輝く障スポ（第24回全国障害者スポーツ大会）競技別会期

式典	会場所在地	会場	第1日	第2日	第3日
			10/25 土	10/26 日	10/27 月
開会式	彦根市	平和堂HATOスタジアム (彦根総合スポーツ公園陸上競技場)	◎		
閉会式					◎

【正式競技】

競技名	障害区分	会場所在地	競技会場	競技日数	第1日	第2日	第3日	
					10/25 土	10/26 日	10/27 月	
個人競技	陸上競技	身・知	彦根市	平和堂HATOスタジアム (彦根総合スポーツ公園陸上競技場)	3	●	●	●
	水泳	身・知	草津市	インフロニア草津アクアティクスセンター (草津市立プール)	2	●	●	
	アーチェリー	身	愛荘町	愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド	1		●	
	卓球 (サウンドテーブルテニスを含む)	身・知・精	野洲市	野洲市総合体育館	2	●	●	
	フライングディスク	身・知	甲賀市	甲賀市水口スポーツの森	3	●	●	●
	ボッチャ	身	甲賀市	甲賀市水口体育館	2	●	●	
	ボウリング	知	彦根市	ラピュタボウル彦根	2	●	●	
団体競技	バスケットボール	知	大津市	滋賀ダイハツアリーナ（滋賀アリーナ）	2	●	●	
	車いすバスケットボール	身	大津市	滋賀ダイハツアリーナ（滋賀アリーナ）	2	●	●	
	ソフトボール	知	高島市	高島市今津総合運動公園第1グラウンド・第2グラウンド	2	●	●	
	グランドソフトボール	身	東近江市	東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド	2	●	●	
	バレーボール	身	近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館	2	●	●	
		知	湖南市	湖南市総合体育館	2	●	●	
		精	草津市	草津市立総合体育館	2	●	●	
	サッカー	知	守山市	野洲川歴史公園サッカー場 (ビッグレイク)	3	●	●	●
フットソフトボール	知	長浜市	長浜バイオ大学ドーム (滋賀県立長浜ドーム)	2	●	●		

わた SHIGA 輝く障スポ情報保障体制整備基本方針

1 趣旨

わた SHIGA 輝く障スポ(以下「大会」という。)において、大会参加者および観覧者をはじめすべての人が、障害のあるなしに関わらず、大会や競技の情報を得ることができるよう、情報保障を行うための体制の整備について、基本的な事項を定めるものとする。

2 整備体制

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県実行委員会」という。)が、大会の情報保障体制を整備する。

なお、県実行委員会は整備にあたり、会場地市町、競技運営主管団体およびその他の関係団体と相互に連絡調整を行い、協力を図る。

3 整備内容

県実行委員会は、情報保障環境整備のため、ボランティアの配置や機器の設置等を以下のとおり実施する。

なお、実施箇所等については、競技会場施設等の状況、大会参加者及び観覧者の特性、経費等を総合的に勘案して選定する。

(1) 主に視覚障害者への情報保障

ア 点字・音声案内

施設等の情報を伝えるため、点字案内板や音声誘導装置等を会場に設置する。

イ デジタル音声配信等による実況放送

競技の経過等が分かるよう、大会運営上必要と認められる会場において、デジタル音声配信等による実況放送を実施する。

ウ 点字・音声訳資料の作成

大会パンフレットや競技関係資料等について、点字版・音声版を作成する。

(2) 主に聴覚障害者への情報保障

ア 手話・要約筆記ボランティア

手話、要約筆記(パソコン・手書き)、筆談を活用して、聴覚障害者への情報保障を図るとともに、すべての人に分かりやすい情報提供を行うため、開・閉会式会場および各競技会場等に、手話・要約筆記ボランティアを配置する。

イ 映像装置(仮設モニター)

手話・要約筆記ボランティアによる情報保障活動が効果的かつ効率的に行えるよう、手話および文字情報を表示するための映像装置を、大会運営上必要と認め

られる会場に設置する。

ウ 補聴援助システム

場内放送の内容等を補聴器や人工内耳等で聞き取りやすくするために、大会運営上必要と認められる会場に、ヒアリンググループやデジタル補聴援助機器等を設置する。

エ 情報保障席

会場内の観覧者席において、上記ア、イおよびウによる複合的な情報保障が得られるよう、聴覚障害者のための優先席として情報保障席を設置する。

(3) その他

ア 実施本部員等によるサポート

実施本部員、大会運営ボランティアにおいても、必要に応じて、聴覚障害者に対して筆談等による情報保障を行うよう努めるものとする。

また、この取り組みについて広く周知する。

イ サイン表示(ピクトグラム等)・ふりがな表記

すべての人に分かりやすい情報提供を行うため、案内看板や大会パンフレット等に大きなピクトグラム等による表示、ふりがな表記を行うとともに、UDフォントを使用し、平易な文章を用いる。

ウ ICTを活用した大会情報の提供

大会参加者および観覧者が、大会関連情報等を得られるよう、大会ホームページやSNS等を活用し配信する。

4 その他

この方針に定めるもののほか、情報保障に関し必要な事項は、別に定める。

わた SHIGA 輝く国スポ 競技施設整備計画【第6次】

1 趣旨

わた SHIGA 輝く国スポの競技施設の整備を計画的かつ円滑に推進するため、同大会会場地市町選定基準および競技施設基準、中央競技団体正規視察の結果を踏まえ、会場地市町との協議を基に、全体的な整備計画を策定するもの。

なお、本整備計画は、現時点における予定であり、今後の状況に応じて見直すものとする。

2 施設整備区分一覧（令和6年2月現在）

整備区分 整備主体		新設	改修	仮設	既設	検討中	計
		県	2	6	0	2	0
県内	市町	5	27	12 (11)	4	0	48 (47)
	民間	0	0	0	7	0	7
	小計	7	33	12 (11)	13	0	65 (64)
	県外	0	0	0	3	0	3
計		7	33	12 (11)	16	0	68 (67)

※（ ）は【第5次】の施設数（変動がないものは省略。）

3 用語等の説明

(1) 整備区分は次のとおりとする。

ア 「新設」は、新たに常設の競技施設を整備するものをいう。

イ 「改修」は、既存の競技施設を改修するもの（通常の維持修繕を行うものを除く。）をいう。

ウ 「仮設」は、国スポ開催に合わせて臨時的に競技施設を整備するものをいう。

エ 「既設」は、既存の競技施設をそのまま使用するもの（通常の維持修繕を行うものを含む。）をいう。

(2) 施設の概要は、新設は整備後の数値、改修および既設は現状の数値、仮設は競技施設基準の数値を記載した。

(3) 整備年度は、設計等の期間を除き、工事期間のみを記載した。

わたSHIGA輝く国スポ 競技施設整備計画【第6次】

会場地 市町	競技名	種別	競技施設名	施設の概要						整備 主体	整備 区分	主な整備内容	(整備年次計画)							付帯施設等				
				構造・ 表層	縦 (m)	横 (m)	面数等	照度 (lx)	観客席数 (固定席)				整備 年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5		R6	R7		
大津市	サッカー	少年女子	皇子山総合運動公園陸上競技場	天然芝	106	70	1	250	5,000	市	改修	【バリアフリー化】 トイレ改修	R5							⇒		本部室、放送室、事務室、医務室、記録員室、更衣室、シャワー室、倉庫		
			伊香立公園芝生グラウンド	天然芝	105	68	1	-	-	市	改修	天然芝の土壌改良等	R5						⇒		更衣室、シャワー室			
	テニス	全種別	大石緑地スポーツ村テニスコート	砂入り人工芝コート24面				-	-	市	改修	人工芝の張替等	R3-R5				⇒	⇒	⇒		更衣室、シャワー室、会議室			
	ローイング	全種別	関西みらいローイングセンター (滋賀県立琵琶湖漕艇場)	コース長1,000m、6レーン				-	-	市	仮設	競技場の整備	R6-R7							⇒	⇒	会議室兼宿泊室、トレーニング室、更衣室、浴室		
										県	改修	コース改修 管理棟・艇庫の改築	R元-R2		⇒	⇒								
	体操	競技全種別	滋賀ダイハツアリーナ（滋賀アリーナ）	S造 およびRC造	70.6	41	1	1,500 以上	2,502	県	新設	アリーナの新設	R3-R4									⇒	⇒	サブアリーナ、トレーニング室、会議室、スポーツ・体力測定室
		新体操 少年男子 少年女子					2																	
		トランポリン 男子 女子					4																	
	バスケットボール	成年男子 少年男子					8																	
	バドミントン	全種別																						
	セーリング	全種別	大津市柳が崎特設セーリング会場	2海面				-	-	市	仮設	コース設営等	R6-R7									⇒	⇒	
				木造艇庫 木造管理棟	12 14	25 8	-	-	-	県	改修	艇庫、管理棟の建替	R5									⇒		艇庫、管理棟
	フェンシング	全種別	ウカルちゃんアリーナ (滋賀県立体育館)	RC造 一部S造	45	42	8 4	1,200~ 2,300	1,905	県	既設	-	-											小競技場、会議室、更衣室
	空手道	全種別	滋賀県警察学校射撃場	RC造	38	24.5	18 射座	500 以上	-	市	仮設	競技会場整備	R6-R7									⇒	⇒	指揮室、体育館
県										改修	駆動装置改修、照明改修、防水補修	R5							⇒					
カヌー	スラローム ワイルドウォーター 成年男子 成年女子	瀬田川特設カヌー競技場	コース長1,500m				-	-	市	仮設	コース設営等	R6-R7									⇒	⇒		
高等学校野球	硬式	マイネットスタジアム皇子山（皇子山総合運動公園野球場）	内野：黒土混合土 外野：天然芝	中堅 122	両翼 100	1	881~1,500	10,000	市	改修	スコアボード改修、ラバーフェンス張替、段差修復等	R3 R6								⇒	⇒	本部室、放送室、事務室、シャワー室、審判員室、更衣室、室内練習場、救護室		

わたSHIGA輝く国スポ 競技施設整備計画【第6次】

会場地 市町	競技名	種別	競技施設名	施設の概要						整備 主体	整備 区分	主な整備内容	整備 年度	(整備年次計画)							付帯施設等		
				構造・ 表層	縦 (m)	横 (m)	面数等	照度 (lx)	観客席数 (固定席)					H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6		R7	
彦根市	陸上競技	全種別	彦根総合スポーツ公園陸上競技場	RC造一部S造 400mトラック、9レーン					1,000	7,006	県	新設	陸上競技場の新設	R元-R4	⇒	⇒	⇒	⇒				補助競技場、更衣室、シャワー室、医務室、放送室、指令室	
	ハンドボール	成年男子 成年女子 少年女子	彦根グリーンアリーナ (彦根総合高等学校体育館)	RC造	27.3	45.4	1	1,870~1,300	-	民間	既設	-	-										
			プロシードアリーナHIKONE (彦根市スポーツ・文化交流センター)	RC造	45	57	2	1,000~1,500	1,576	市	新設	体育館の新設	R元-R4	⇒	⇒	⇒	⇒					会議室、更衣室、アリーナ(メイン・サブ)等	
	弓道	全種別		S造	近的 10人立ち×1 遠的 3人立ち×2			500 以上	-	市	新設	弓道場の新設	R元-R4	⇒	⇒	⇒	⇒						
なぎなた	成年女子 少年女子		パナソニック株式会社くらしアプライアンス社彦根工場多目的ホール	RC造	45	34.5	2	1,000	-	民間	既設	-	-								会議室、更衣室、和室		
長浜市	水泳	オープンウォーター スイミング 男子 女子	長浜市南浜町地先特設会場	オープンウォータースイム5.0km					-	市	仮設	コース整備	R7								⇒		
	バレーボール	ビーチバレー ボール 少年男子 少年女子	豊公園自由広場特設会場	ビーチバレーボールコート4面					-	市	仮設	ビーチバレーボールコート整備	R7									⇒	
	ソフトテニス	全種別	長浜市民庭球場	砂入り人工芝	100	170	16	528	3,920	市	改修	人工芝の張替、仮設観客席の設置	R6-R7								⇒	⇒	クラブハウス(放送設備、会議室等)、日除け
	相撲	成年男子 少年男子	長浜バイオ大学ドーム (滋賀県立長浜ドーム)	RC造	74	120	1	900~1300	1,762	県	改修	人工芝の張替	R元	⇒								練習室、会議室、更衣室、シャワー室、トレーニング室	
	柔道	成年男子 少年男子 少年女子	長浜伊香ソインアリーナ	RC造 一部S造	42	30	3	750	907	市	改修	新アリーナの増築	H30-R元	⇒	⇒							事務室、授乳室、医務室、トレーニング室、多目的室兼会議室、更衣・シャワー室等	
近江八幡市	バレーボール	少年男子	近江八幡市立運動公園体育館	RC造	42	36	2	1,500	532	市	改修	床改修、遮光対策、照明改修、防球ネット、防護マット設置	R2-R3	⇒	⇒							会議室、更衣室、シャワー室、放送室	
	1																						
	ハンドボール	少年男子 少年女子	あづちマリエート	RC造	46	36	1	1,200	252	市	改修	床改修、吊天井・照明改修、防護マット・防球ネット設置	R2 R4-R5	⇒		⇒	⇒				会議室、更衣室、シャワー室、放送室		
	軟式野球	成年男子	近江八幡市立運動公園野球場	全面人工芝	中堅 122	両翼 100	1	内野:500 外野:300	1,342	市	改修	スコアボード改修、ダックアウト前フェンス設置、ファールボール設置、グラウンド改修、全面人工芝敷設、夜間照明灯設置	R5-R6				⇒	⇒				本部席、放送室、更衣室、シャワー室、会議室等	
トリアスロン	成年男子 成年女子	近江八幡市特設トリアスロン会場	スイム1.5km、バイク40km、ラン10km					-	市	仮設	コース設営	R6-R7								⇒	⇒		

わたSHIGA輝く国スポ 競技施設整備計画【第6次】

会場地 市町	競技名	種別	競技施設名	施設の概要						整備 主体	整備 区分	主な整備内容	整備 年度	(整備年次計画)							付帯施設等	
				構造・ 表層	縦 (m)	横 (m)	面数等	照度 (lx)	観客席数 (固定席)					H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6		R7
野洲市	バスケットボール	成年女子	野洲市総合体育館	RC造 一部S造	51.2	38.4	2	1,480	1,216	市	改修	床改修、遮光対策等 【バリアフリー化】 乗降場改修、トイレ 改修、更衣室改修	R4-R5									小アリーナ、 柔剣道場、会 議室、控室、 救護室、幼児 体育室、更衣 室、シャワー 室
	卓球	全種別					14							⇒	⇒							
湖南市	剣道	全種別	湖南市総合体育館	RC造	45.3	36.5	2	637	456	市	改修	外壁補修等 【バリアフリー化】 トイレ改修	R4-R6					⇒	⇒	⇒	更衣シャワー 室、控室、会 議室	
高島市	ウエイトリフティング	成年男子 少年男子 女子	滋賀県立安曇川高等学校体育館	RC造	27	38.1	1	590	-	県	既設	-	-									
	ソフトボール	成年女子	高島市今津総合運動公園第1グラ ウンド	土	130	115	1	300	-	市	改修	照明改修	R5						⇒			
			高島市今津総合運動公園第2グラ ウンド	土	150	150	1	-	-	市	既設	-	-									
	銃剣道	成年男子 少年男子	新旭体育館	RC造	41	30	1	582	-	市	改修	照明改修	R3					⇒		事務室、ミー ティング室、 更衣室		
高等学校野球	軟式	高島市今津総合運動公園今津スタ ジアム	内野:土 外野:天然芝	中堅 122	両翼 100	1	320	2,900	市	改修	スコアボード改修、 スタンドベンチ改 修、ダッグアウト改 修	R2			⇒				会議室、本部 室、記録室、 更衣室、審判 控室、選手控 室、シャワー 室			
東近江市	サッカー	成年男子	東近江市総合運動公園布引陸上競 技場	天然芝	71	106	1	-	1,800	市	既設	-	-								会議室、医務 室、更衣室、 放送室、貴賓 室、シャワー 室等	
			京セラ株式会社滋賀八日市工場総 合グラウンド	天然芝	158	129.5	1	-	-	民間	既設	-	-								研修棟(会議 室等)	
			東近江市能登川グラウンド	天然芝	75	108	1	-	-	市	改修	芝生拡張・全面不陸 修正・散水設備の整 備等 【バリアフリー化】 トイレ改修	R5-R7					⇒	⇒	⇒		
	ボクシング	成年男子 成年女子 少年男子	東近江市能登川アリーナ	RC造 一部S造	35	42	2	593	250	市	新設	体育館の新設	H30-R2	⇒	⇒	⇒				多目的室、会 議室、研修 室、医務室、 談話室、更衣 室、トレーニング 室		
	自転車	ロード・ レース 男子A 男子B 女子	東近江市特設ロードレースコース	周回コース、1周10km以上				-	市	仮設	コース設営	R6-R7							⇒	⇒		
	軟式野球	成年男子	東近江市ひばり公園湖東スタジ アム	内野:土 外野:天然芝	中堅 122	両翼 98	1	700~1,600	865	市	改修	ラバーフェンス改修 等 【バリアフリー化】 トイレ改修、身体障 害者観覧席設置	R4					⇒		審判控室、 ロッカール ーム、役員室、 シャワー室		
ソフトボール	成年男子	東近江市総合運動公園布引多目的 グラウンド	土	80	80	2	600~1,180	-	市	既設	-	-								会議室、更衣 室(シャワー 付)、医務室		

第4回常任委員会における決定（予定）事項

第4回常任委員会（令和6年7月30日）において次の事項を決定したことから、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会会則第12条第7項の規定に基づき、報告する。

（1）わた SHIGA 輝く国スポ 入場料金（案）

- わた SHIGA 輝く国スポ 入場料金（案）について定めるもの。

（2）わた SHIGA 輝く国スポ 正式競技競技会会期変更（案）

- わた SHIGA 輝く国スポ ホッケー競技の競技会会期について変更するもの。

※資料は議案を添付している

第79回国民スポーツ大会(わたSHIGA輝く国スポ) 入場料金(案)について

日本スポーツ協会の「国民スポーツ大会開催基準要項 34 入場券、入場料」の規定に基づき、第79回国民スポーツ大会(わたSHIGA輝く国スポ)については、次のとおりとする。

1. 総合開会式・総合閉会式

対象		入場料金
国民スポーツ大会	開会式	大人： 1,000 円 高校生以下： 無料 (※高校生以下または18歳以下は無料とする。)
	閉会式	無料

2. 競技会

対象	入場料金
高等学校野球(硬式)	大人： 1,000 円 高校生以下： 500 円 車いす利用者： 500円 (介助者1名まで無料)

3. 今後のスケジュール

令和6年12月 国民スポーツ大会委員会【協議】

【参考】

(1)入場料金に関する規定

○「国民スポーツ大会開催基準要項」(日本スポーツ協会)に次のとおり規定

34 入場券、入場料

(1)入場券は、主催者が発行する。

(2)入場料金額は、開催県実行委員会が日本スポーツ協会と協議して決める。

(3)入場料は、開催県実行委員会が徴収し、大会運営の経費及びスポーツの推進に必要な経費に充当する。

(4)公開競技における入場券、入場料については、当該中央競技団体が日本スポーツ協会と協議の上、発行、徴収することができる。

(2)先催県の状況

開催年	開催県	スタンド区分	料金	
			開会式	閉会式
H29 (第72回)	愛媛	全席	大人:1,000円 (小人:500円)	無料
H30 (第73回)	福井	全席	大人:1,000円 (小人:500円)	無料
R1 (第74回)	茨城	全席	大人:1,000円 (小人:500円)	無料
R4 (第77回)	栃木	全席	大人:1,000円 (小人:500円)	無料
R5 (特別)	鹿児島	全席	大人:1,000円 (高校生:500円)	無料
R6 (第78回)	佐賀	全席	大人:1,000円 (高校生以下:無料)	無料

※ R3(第76回)三重県 中止(全席無料)

わた SHIGA 輝く国スポ 正式競技競技会会期変更（案）

1 変更内容

ホッケー競技会会期の変更について

【変更前】

競技会 会場地	種別	競技会場	競技 日数	令和7年（2025年）				
				10/1 （水）	10/2 （木）	10/3 （金）	10/4 （土）	10/5 （日）
米原市	成年男子 成年女子	OSPホッケー スタジアム（滋 賀県立伊吹運動 場） 米原市伊吹第1 グラウンド	4	●	●	●	●	
	少年男子 少年女子		5	●	●	●	●	●

【変更後】

競技会 会場地	種別	競技会場	競技 日数	令和7年（2025年）				
				10/1 （水）	10/2 （木）	10/3 （金）	10/4 （土）	10/5 （日）
米原市	<u>成年男子</u> <u>少年男子</u>	OSPホッケー スタジアム（滋 賀県立伊吹運動 場） 米原市伊吹第1 グラウンド	<u>5</u>	●	●	●	●	<u>●</u>
	<u>成年女子</u> <u>少年女子</u>		<u>4</u>	●	●	●	●	

2 変更理由

競技団体の意向により変更するもの。

